

# 平成14年度青森県公共事業再評価審議委員会

## 第4回会議議事録

青森県政策推進室

日時 平成14年10月2日(水) 13:00～17:00

場所 ラ・プラス青い森 2階「カメラ」

出席者 青森県公共事業再評価審議委員会委員

委員	阿波田 禾積	青森公立大学 経営経済学部 教授
委員	一條 敦子	あおもり女性大学 一期生
委員	梅津 光男	八戸工業大学 建築工学科 教授(欠席)
委員	岡田 秀二	岩手大学 農学部 教授(欠席)
委員	奥村 潮	フリーアナウンサー
委員	北村真夕美	株式会社青森経営研究所 代表取締役社長
委員	小林 裕志	北里大学 獣医畜産学部 教授
委員	佐々木幹夫	八戸工業大学 環境建設工学科 教授(欠席)
委員	渋谷 長生	弘前大学 農学生命科学部 助教授
委員	長谷川 明	八戸工業大学 環境建設工学科 教授
委員	細井 仁	青森県商工会議所連合会 事務局長(欠席)
委員	前田 辰昭	北海道大学 名誉教授
委員	元村 佳恵	弘前大学 農学生命科学部 教授

### 青森県

政策推進室	竹森政策審議監、本多政策推進室長、磯野副参事 他
農林水産部	北澤参事(林政課長)、吉崎農村整備課長、三木総括副参事、 太田副参事、船越課長補佐 他
県土整備部	安田次長、斉藤整備企画課長、清野課長補佐、田中都市計画課長、 田村課長補佐 他

### 内容

- 1 開会
- 2 挨拶(竹森政策審議監)
- 3 審議

平成14年度再評価対象事業の27地区について、第1回委員会の全体説明・審議、第2回委員会の詳細審議、第3回委員会の現地調査を踏まえ、委員会意見の基本方向を決定した。

#### 《委員会意見》

(1) 再評価対象事業27地区については、全て「継続」とした。

ただし、「県営中山間地域総合整備事業（南の郷地区）」及び「3・4・3中央町金矢線立体交差事業（三沢市）」については、県の対応方針（案）に対して付帯意見を付すこととした。

（付帯意見については、委員長原案を基本に各委員において再度検討し、委員長が調整の上決定することとした。）

#### 《審議内容詳細》

委員長：只今から議事に入らせていただきます。それでは、まず審議に入ります前に、基本的なことをもう一度確認しておきたいと思います。

本委員会の審議は、6月に開催しました第1回委員会で決定しました運営要領に基づき、公開とします。

2つ目は、本委員会の審議内容については、各委員のチェックを受けた後に、審議資料とともに事務局（政策推進室）の方で、公表（縦覧）します。

たぶん、今日で最終回になると思いますが、この委員会終了後の報道機関等の取材対応につきましては、委員長にご一任いただきたい。委員の皆様よろしくお願ひします。

最初にお諮りしたいのは、本日の審議の進め方についてです。

今年度は27の事業が対象となっています。お手元の資料の資料1に1～27番目まで出ています。この資料1は知事に出す意見書の案ですが、ご覧いただきたいのですが、県の対応方針案は既に承知しているように1～27番まですべて継続となっています。それに対して、本日、私共の委員会の責任におきまして審議委員会意見と評価、評価理由、付帯意見を空欄を埋めて知事答申という形にもっていいかないといけないわけです。

ここで、ご相談ですが、27事業のうち詳細審議ということでペーパー（資料1）の中に網かけしていますが、即ち、3、7、11、14、18、22番の詳細審議した地区を除いた21地区について、先に県の対応方針案のとおりでいいかどうかを審議させていただきたいと思います。これが第一段階です。

続きまして、今網掛けをした6地区について、やはり個別に事業別調書をもう一度再チェックしながら、お手元に資料2を事前に事務方をお願いして用意させていただきました。これについては、事業別調書に則りながら県の対応方針案のとおりでいいのかどうかを審議していきたいと思います。しかし、その中で、18番と22番につきましては、先般現地調査を実施いたしましたので、これについては詳細審議の中でさらなる詳細審議ということで、第3ステップに回したい。1段目、2段目、3段目という形で今日、知事答申の評価をしていきたいという段取りを提案しますがいかがですか。

委員：（賛同）

委員長：それではそのような手順にさせていただきたいと思います。

最後に、資料1のような体裁で知事に対する意見書を日程調整をしながら出す。これも前年度までの書式と随分違った書式です。このように委員会意見を一覧表で出すというのは前年度までとは全く違う書式ですが、この書式のありようについても一番最後に意見の調整をさせていただきたいと思います。

それでは、網掛けをしてある6つの事業を除いた21事業については、いかがでしょうか。

委員：それぞれこの事業については、資料をいただいている中を読ませていただきますと、この事業の評価基準、運営要領に基づいた点検評価基準に沿って適切な事業展開が行われていることから、この21の事業については継続とすることが適切であるという意見を申し上げたいと思います。

委員長：その他の委員何かございますか。

それでは、長谷川委員のご提案のように、県の対応方針案のとおり、この21事業につきましては、継続ということによろしいですか。どうぞ。

委員：21番の川内港（港湾浸食対策事業）この護岸工事資料中の図面2枚目を参考にさせていただきたい。図面の中の赤で示された箇所が平成14年度の工事予定になっているが、断面図のハイウォーターラインから10cmの高さになっているようですが、これだと恐らくここが河川敷ですから、原則として民間人は使用できないことになるだろうと思う。しかし、実際各地域の状況を見ると、こういうところはかなり利用されている。この近くに漁港もあるから、ここに船が入らなければ問題は無いのですが、高潮時に低気圧が来たりすると、水位が上がったりしてそうした場合に漁船をそこに着けていると、船底を打って色々な障害が出るのではないかと思う。そういうことから、この高を嵩上げした方が親切だろうなと思います。ただ、過年度工事でやっているところが設計図面通りの水準でやっているでしょうから、ここだけというわけにはいかないのかなーという気がして、その点が難点だなーと思っています。気がかりなのはその一点です。

委員長：担当は港湾空港課ですが、只今のご発言の内容はご理解いただけましたか。いかがですか。ハイウォーターレベルになったときにそういう心配があるとのことご指摘ですが。

港湾空港課：一点目の高水敷の高さの件ですね。これは上流が川内川という二級河川です。この高さがもう定まっておりますのでこれに合わせて海に向かって、その高さでだんだんと低くなる高さです。船を着けるのにちょっと障害になるのではとのご質問ですが、ここは、前は船だまりで船に係船する場所でしたが、この事業のために別の船だまりの方に移動していただくという方策をとっていますので、その辺は大丈夫だと判断しています。

委員長：港湾空港課としては類似の沿岸の護岸事業については今のような基準でやっているのですね。

港湾空港課：やはり、上流の河川より高水敷の高さを高くすることはできない、でないと流れがスムーズに流れないということになります。

委員：14年度工事だけ高くするというわけにはいかないと思います。ただ、この工事はそこだけ残してほとんどできているようですから。これは建設省の基準がそういうふうになっているということですか。

港湾空港課：そうです。上流の状況とか背後の高さとかをにらんでやりなさいということになっています。川の流れる水の量は決まっていますので、その量は流せる断面にし

なさいということになっています

委員：基準としては理解できるが、基準の決め方にちょっと私が今話したように、現実に利用できないことには建前上はなっているが、実際にいろいろな現場を見てみますとわりとそういう場所を網置き場だとかに利用されている。

そういう場合の問題として、今話したことが出てきやしないかと心配があるものですから、今後事業する場合の一つの目安としてその辺を検討していただければなという気がする。

港湾空港課：今後の参考にしたいと思います。

委員：もう一点、1番の尻労の治山事業。これについてはいろいろな問題があるように考えています。第1回目の会合の時に、この地区には家が2戸しかない。非常に川が氾濫するという事で写真が提示されていたが、あんまり、こういう砂防堤みたいなものを沢山造りますと、いわゆる海岸に砂や石が出てこないということで海岸の浸食の一つの原因となる。昔は全然保護対策がなかったものですから、大量に土砂や石が流出して、それが沿岸に寄せられて砂浜ができるというような状態でした。この前も階上町の河川を見学したときも感じたが、あそこの川を拝見したが砂礫が無く底が泥なんです。カジカがいなくなったという話でしたが、結局、治山工事をしたことによって石が流れてこないものですから、カジカが棲めない。カジカは石の下に卵を産み付けるので、そういう環境が壊されてしまったというのがカジカがいなくなった大きな原因だとみてきた。

委員長：1番は担当が林政課ですが、調書の(5)の評価に当たり特に考慮すべき点ということで環境影響への配慮ということで野生生物というか、そういうカジカなどの魚とかに対する配慮がもう少しきちっとされた方がいいのではないかというご発言だと思いますがいかがですか。

林政課：第1点、ここは過去にも土石流が発生した状況の場所であり、下流に村道とか人家、漁港施設があります、そういったものに被害を及ぼす恐れがあるということで治山事業を施行しています。

第2点目ですが、ここは現地で発生した石を使って流路工を施行等しています。また、非常に勾配が急なものですから、谷止工を段階的に施行して上流部からの土石流の発生を押さえるようにしています。ただ、さらに最上流の部分については、現在の溪流の状態で残す形になっています。土石流の発生のおそれのある箇所について現在の治山事業を施行しています。

委員：それで、これほど大規模にやらなければならないのかなと率直な印象です。人家があるというが人家は2戸だけ、2戸だけであればむしろ移住していただいて、あまり谷間全体をコンクリートで固めるような、3面張りではないだろうけども、こういう工事をもう少し緩やかな形で、しかも上流部についてはそういう配慮をしてもよろしいのではないかと思う。

委員長：ただいま、1番の治山事業、21番の港湾街岸浸食対策事業について、ご意見がありまして、県の対応方針が継続となっているが1番と21番については、何らかの修正意見なり付帯意見つけたいというご発言ですか。各委員いかがですか。

委員：1番の事業はこれまで年次的に平成7年8月の集中豪雨による災害に対する復旧を進めてきて治山事業を進めてきている経緯で現在事業費割合でいくと計画全体に対して80%の進捗になっている、谷止工では100%終わっている、床固め、流路工が70数%までたどり着

いている状態で、まもなくこの成果が一体となって生まれるという間際にある事業と理解できます。採択が9年度で工事着手がその年行われていて、終了予定が16年ですから、再来年には終わる事業になっている。今の件、このような治山事業において生態に対する配慮についてさらに深めようというお話については、現在は景観に対する考慮がなされて実施しているわけですから、今後このような復旧治山事業が県で展開される際に、次の段階での事業展開の際に考慮していくことで対応することが適切と思われる。

委員長：私もほぼ同じ趣旨の考えです。ご指摘の点はまさしくこの再評価審議委員会の趣旨に添ったご発言だと思いますがこの事業地区についてということよりも、この再評価の意義の一つに周辺環境への配慮とかそういうことが重点的に評価しなさいということになってますので、一般論として、こういう土木事業に関しては、今ご指摘のような点は是非担当部署におかれては斟酌していただきたいということはいいと思うのですが、この1番の地区について、いろいろと言うというのはいかがかなと私自身も感じているのですがどうでしょうか。

委員：委員長のおっしゃったようなことで結構だろうと思います。ただ、私は趣味が溪流釣りをやるものですから、北海道のことしかわかりませんが、非常に無駄な、ここまで砂防堤つくらなくたってというところがたくさんあるので、そういうことも含めて、これを見た時にそういう感じがしたものですから、もう少しそこまでしなくても、ある程度、砂防堤はつくってもいっぺん大水が出ると埋まってしまう、ほとんど造っている砂防堤は埋まっています。

今後の参考にそういうふうなことを取り入れていただければよろしいと思います。

委員長：1番については原案どおりということで、修正意見とか付帯意見は特にコメントしないということでもっていきたいと思います。

22番についてはいかがでしょうか。担当課の方でやっておられる設計、構造の標準断面の取り方についていささか疑義がありとのご発言ですが、他の委員、どうでしょうか。

委員：目的を明確にしていく必要がある。事業目的が川内川の河川改修で、流下能力の増大ということと、併せて、河口にありますので海岸浸食護岸事業になっていますので、確かに地域の方々がこの「たたき」の部分の活用を本来の目的としない範囲で使われて、実際にはこれによって何か事故等が発生したようなことがあったとすると、逆に非常に不都合な点も生まれてくることも考えますとやはり、この目的は河川の安定的な流出機能を高めるという目的に添った形で設計されていくことの方が適切ではないかと感じました。

委員：この事業も、1番の例と同じで時間的に他のところできてここだけという訳にはいかないと思うので、今後の問題としてこういうことを考えていただけないだろうかと申し上げたかった。

委員長：これも、感想でよろしいですか。

委員会としては、県の対応方針案のように継続という形でもっていきたいと思います。

その他の個別についてなにかご発言ありますか。

それではないようですので、第1ステップの21の事業につきましては、県の対応方針案のとおり継続にさせていただきたいと思います。

次のステップで網かけの部分です。お手元の資料の2にNo.3の地区から6地区ありますが、現地調査をやりました18番と22番はさらに後に飛ばして、4地区について個別に確認をし

て参ります。第2回審議会で相当詳しく意見交換なり担当課から説明いただいたんですが、もう一度やって参りたいと思います。

**No. 3** 県営水源森林総合整備事業（中柏木地区 / 金木町）

委員長：～事業別調書の評価内容を委員長が読み上げ確認～  
ご発言どうぞ。

委員：この事業は、森林自身の保全と水田に対する水の補給として行われている事業で、来年には終了ということでたどり着いている事業ですので、このあとこの事業の成果というものを期待して、事業を継続していただくことが適切と思います。

委員長：他の委員もご同意されたということで、県の原案どおり継続ということで進めたいと思います。

**No. 7** 県営緊急農地集積ほ場整備事業（吉野田地区 / 浪岡町）

委員長：～事業別調書の評価内容を委員長が読み上げ確認～  
なにかご発言ありますか。

委員：ほ場の整備はおそらく、経済効果を当然狙ってやられると思うが、ただ、こういう工事は一度区画整理をやられたと思うが、また同じようなことが繰り返されるのが問題なのかなと感じます。ほとんど事業が完結に近いところまで来ている状況の中でいろいろな注文をしても無理なのかなと思うが、B / Cが米の価格とか他のいろいろな価格動によっても変化するでしょうから、今後の問題も含めてますます数値が変動することが予想されます。

それと、ほ場の場合には大規模なところは優先的に米作をするということで、転作の事業として、例えば大豆を作るとか、そばを作ることはないだろうと思うが、仮にそうなった場合に、かなりBがマイナスになってくるということで、全体としてB / Cがどうなのかなーと、前の会議でも申し上げたが回答がなかった。

委員長：他にこの7番についてご発言ありますか。

委員：青森県の重要な農業というものをさらに効率化、よく整備していこうというほ場整備の中で、現在区画整理工が終わって客土も終わって暗渠のみという状態になっており、このような状態で途中で中止することによっての逆のマイナスの面ということが非常に大きく考えられることと、もう一方、この評価にあたり特に考慮すべき点の中で、今の青森県の農業全体の問題でもあるのかもしれませんが、後継者とかそういうふうな問題とか、営農の近代化ということを地域特性の中に浪岡町あずましい村づくり協議会の設立の中で水田の大区画化等稲作生産組織の再編というのを最重要課題として取り組んでいる地区なんだというお話があってこういう事業展開の後に具体的にこういう協議会の活動、成果を私共が見ていくことが青森県の次の農業の生産と言うことに非常に反映していただけないかという期待があるものですから、その意味で継続していただくことが適切であると思います。

委員：私も只今のご意見に賛同いたすものですが、調書の中の事業効果発現状況のところ、書き込みがたりないのかなという気がします。事業効果発現状況の中にほ場が整備された余剰

労力は収益の高いりんごへ向けられていると言い切っていますが、この地区は、メロンとか果実の栽培、野菜などを手がけていて、そして女性達が直売所活動に非常に熱心な地区です。所得もかなり上げておられると思いますので新しい形での事業の効果の発現状況という視点から、女性の直売活動での取り組みというものも書き込んでおく必要があるのではなかろうかと感じました。

委員長：他にございませんか。担当が農村整備課ですが、ほ場整備をして生産性効率、特に稲作についてそういう感じにもっていくのは今後のお米に対するいろいろな取り組みの中でどういうふうに担当課としては考えられているのか。ほ場を整備するということについての効果についての基本的な展開の考え方がもしご披露できるのであればご発言いただければと思います。

農村整備課：ほ場整備は水田の区画の大区画化等によりまして生産性の向上、いわゆる、土地生産性というよりは労働生産性の向上のためにやっているわけで、本県のほ場整備は昔西津軽地域を先輩地区として非常に進んできたところですが、整備率は全国平均並という頭打ちの中でまだまだ労働生産性というものを図って営農経費の節減を図らなければいけないと私共思っています。

そういう意味からすると、効果の算定の仕方は、これから生産調整というものも当然一定の形では続くということが予定されていますので、生産調整の面積とか、生産作物、転作大豆、転作小麦というものを市町村が定めています水田農業振興計画に基づきまして営農計画を立てて生産効果というものはじきまして、ベネフィットをはじいてB / Cを算出したすことにしています。今回も、再評価に当たりまして、1 . 1と、当初1 . 19で始まったんですが、過去5か年間の作物の価格なんかもカウントした結果このような形で若干下がっていますが、依然必要性はあると、1 . 0以上あると私共判断しています。

2点目の女性のいろいろな活動が出てきているというご指摘は全くそのとおりでして、ただ、この調書に書きました、「りんごの方に労働力が向けられている」というのは、我々事業をやることによって、先程営農経費の節減効果を申し上げましたが、そういう事業の効果の観点、B / Cをはじく観点ということから何かアピールすることがないかということで、特徴的なりんごの方に労働力が振り向けられていますと申し上げた訳で、今、委員からご指摘のありました、多様な女性の生産活動が行われているのは誠にそのとおりです。今後、そういうことも参考となる効果としてこのような調書に書き込んで行きたいと考えています。

委員長：よろしいですか。

では、7番につきましても県原案どおりに継続という形でよろしいですね。

続いて、11番です。

#### No. 11 県営一般農道整備事業（沢田地区 / 十和田湖町）

委員長：～事業別調書の評価内容を委員長が読み上げ確認～

いかがでしょうか、発言をお願いします。

委員：今のほ場整備もそうですが、こういう農業生産活動を機能的に果たしていくためのインフラの整備が青森県の場合に、この説明でいくと、農道舗装率が9 . 0%にとどまっているん

だというお話、農道整備が遅れているという現状を考えると、この工事は是非進めていただいて農業というものが円滑に推進できるように整備していただくことがよろしいのではないかと思いますので、継続いただくことが適切と思います。

委員：この図面を見ますと幹線になっている。そういう意味からすると主要幹線はかなり整備していただかないと、いろいろな作業活動上必要でしょうし、そういう意味から、継続でよろしいと思います。

委員：車で最近県内を仕事でたずねてみますと、大変農道がきれいになって、大きい道路を通るよりも農道を通って行った方が大変近くて助かる場合が大変多いです。それから、18番の南の郷をこの間視察をさせていただきましたが、その中でも、距離はそんなに長くはなかったんですが、雪道とか雨が降った後の道が大変だった、そこがきれいに整備されて本当に助かった、そして、八戸の方からここに別荘を建てる方々も出てきましたという声を聞いたばかりですので、この案件につきましても、私は大変進めていただきたいものだと思います。

委員長：各委員のご発言でしたので、11番の農道整備につきましてもは原案のとおり継続ということで行きたいと思えます。

#### No. 14 県営自然環境保全整備事業（一本木沢地区 / 十和田市）

委員長：～事業別調書の評価内容を委員長が読み上げ確認～

どうぞご発言。

委員：この事業は、さまざまな形で提示いただいて、まだ工事は少し残っているという話はありませんけれども、現在の段階でも環境教育ということと、住民参加ということでの生態系保全という教育に非常に役立っているということを考えますと引き続き整備していただくことが適切かと思えます。

もう一つは、これからの課題だと思いますが、公園とかこういう整備実施には、やはり県民の大きくいうところの健康、豊かな気持ちを持つという部分については非常に大きな貢献をする事業だと思われるので、こういうものがB/Cは計算できないということは非常に、逆に言いますと、B/Cの計算方法が課題ではないかと思えますので、これからの課題として受け止めていただければと思います。

委員：これからの子ども達に必要ということで、心配事もあったんですが、是非継続していただきたいと思えますが、公園、先程継続になりましたが大鱈の早瀬野地区の公園も一緒に、造った後ここがどのように活用されているかということに真剣に取り組んでいただかないと、いろいろ視察させていただいて感じたことは、造ることが目的というような感じに受けとめられ、現地視察のときに造れば良くなるんだという雰囲気皆さんの中にあっただけですね、そうではなくて、造った後にどのようにして活用していくかということの方がとても公共事業の場合には大事だと思いますので、この公園の場合も、大鱈の公園も、是非そのあと、どのようにして運用していくか、ソフト面も考えていただきたいと思えます。継続で結構です。

委員：ここに動植物の育成施設というのが記述されております。この十和田市或いは十和田湖

周辺というのは観光開発されるにつれてこういった動植物が自然に減っていくということが目に見えているわけで、これからの環境保全とか今の社会情勢からいって、こういった施設はただ保護するだけではなくて、育成施設をつくって保護していくということが是非必要なことだと私は思います。例えば、佐渡の‘とき’だってほっとけば無くなっちゃったのを一生懸命卵をかえしてようやく今増えて来ていると、かなり絶滅に近いような動植物の場合にはある程度、人間が手を添えてやらないと回復しないような状況というのはこれからどんどん増えてくると思いますので、ただ保護するというだけではなくて育成施設をつくるということを積極的に推進した方がよろしいと考えています。

委員：このエリアの中に写真を見ますと杉の林があります。これはこの前にも申し上げたが、こういう杉の場合には動物の関係からすると、特に‘りす’なんかが利用する樹木とすればあまりいい環境ではないだろうと思います。将来的な問題としてできるだけ、広葉樹林の、例えばどんぐりの木だとか、くりとか、本当に‘りす’とかを考えているのであれば動物と共生できるような樹木の対策も必要だと思うので、是非その辺を将来的に考えていただきたいなと思います、継続で結構です。

委員：この件は、喜んでいる一人です。この間視察した中で、大変人工的な整備が進められてしまっていて、もう、しょうがないなあというところも拝見して参りました。カジカの話もありましたがビオトープももちろん、小さな魚なんかにとっても、子ども達にとってもいいゾーンだと思いますが、この‘りすゾーン’と‘蛭ゾーン’については、蛭はたぶんこれから育てていくと思いますが、‘りす’はもともとここに住んでいたものですか。これからの夢ということですか。

委員長：いるんです。

委員：そうですね、とてもすてきなことだと思います。

委員長：それでは、14番は、委員のご発言でかなり大切なポイントがあったと思います。それは、現在の公共事業の再評価のやり方においてB/Cというコスト、ベネフィットの問題として、ベネフィットの部分は農業で言えば、売り上げがどのくらい伸びたかとか、県土整備で言えば交通量がどれくらいスピードアップされたか、物量がどのくらい上がったかとか全てお金に換算できる部分でないとベネフィットがでないという価値観で現在査定しているわけですね。ただいまご発言のように、実は、本当の心の豊かさはなかなか数値で金がこれでなんぼ儲かった、どのくらい効率が上がったかというような算定の仕方が難しいところをいかに行政は算定してベネフィットに勘案していくかというところが、私たち委員もそうですが、非常に今後重要な、これが早くできればもっと青森県は日本のトップクラスに評価されると思います、あとで18番の問題で残してありますが、ここで農村公園の話を集散的に審議したいと思い私からご提案申し上げますが、この一点が非常にあると思います。

それから、委員ご指摘のとおり、こういうビオトープをつくる、公園をつくる時は一生懸命県費を導入してつくりますけど、維持管理については地元の住民の人達の日常生活においてそれをどう文化的な生活、子どもの教育、環境教育にどう役立てていくかについての評価というのをどう勘案していくのか、それを持続していくためにはどんなふうなハードをつくったらいいかというあたりも、この評価委員会の一つのテーマかなと思っています。

この件に関しては、18番のところで、私の方でいろいろ考えていることもありますので、そこでさらにやりたいと思います。

それでは、14番につきましては、原案どおり継続ということですのですすめさせていただきたいと思います。

ということで、冒頭に申し上げましたように、詳細審議地区の網掛けをした6地区のうち3番、7番、11番14番につきましては、件の対応方針案のとおり継続ということでもっていきたいと思っています。

さて、現地調査をした18番と22番についてどうしましょうかということですが、

各委員におかれては、18番、22番につきましては、感想程度のものでかまいませんので私のところにおよせくださいということをお願いしましたところ、ご意見をいただきましたありがとうございます。中味を読ませていただきますと、かなりバラエティに富んでいるといいですか、ここで生の意見を出してしまうと、どのように限られた時間の中で結審していいのか非常に大変なことになるなということを皆様の意見書を見て感じましたので、一応、私がそれぞれの生の意見を整理した上で、このように考えて県にはお返ししたらいかがでしょうかというたたきの案を実はつくってきました、今日。それをただいまお配りしますので、よろしければ、今日ここで委員の方々に示して是非たいていただきたいというつもりで、各委員のご意見を私なりに整理させていただいたということですので、お配りさせていただきたいと思います。では、事務局配ってください。

## No. 18 県営中山間地域総合整備事業（南の郷ノ名川町、階上町、南郷村）

委員長：18番から私がまとめた考え方をご説明申し上げて、意見交換しなければならない部分が出てきていると思いますので、ちょっと最初にこのペーパー（委員長原案）について説明させていただきたいと思います。

（委員長原案について説明）

～各種工種のうち農村公園整備事業について、判定を進めました。

具体的には、一つ目は事業の進捗状況の事業効果発現状況について、（調書の）書き方の表現が問題だということではなくて、事業効果発現状況が路線の効果しか言っていないので、50%終わっている農村公園の状況がどうなのかを踏まえながらきちんと評価していない。

二つ目は、社会経済情勢の変化について、南郷村の農村公園の必要性はどうか評価されていない。これもきちんとやっていただかないと継続は大変である。

三つ目は、コストの縮減、代替案立案の可能性について農村公園について検討されているのかわからない。

四つ目は、農村公園に関する住民ニーズの把握状況、地域特性についての評価が不透明である。工種3つのうち、特に農村公園については詰めが非常に甘いのではないかと。しかも、残存工事が50%もあるのだから、残りの農村公園については各委員がご指摘されることを咀嚼されながら取り入れて見直してほしいという趣旨です。

ただ、私の判定が「～を見直しながら継続」と書きましたのは、各委員のご意見をいただきたいと思いますが、今日は第1回の議事録を用意してありますが、第1回目資料の「点検・評価基準」(資料5)について審議してこれでよかろうということで作業に入りましたが、(点検・評価基準の4番)総合評価は、「継続」「見直し継続」「中止」ということのきちんとした区分をもう一度整理して最終判定した方がいいのかなということを感じました。

見直し継続の意味は、継続、中止、農林水産省事業は休止以外全てが入ると書いてある。例えば18番は現地に行って地元の方々との意見交換をして、それぞれご意見ご感想を感じたと思うが、そういうことがあるが継続でいいのか。継続というものはどういうものなのか。私の案のように(理由、判定を)いろいろ書くとそのまますんなり継続にはならない、かといって中止、休止にもならないので見直し継続に を付けた方がいいのかなというのがある。

そこで、もう一度確認の意味で、事務局の方で特に「継続」という判断をもう一度ご発言いただけますか。継続という内容はこのようなことだという県当局のお考えを聞いた上で、意見交換したいと思います。

事務局：県の点検・評価基準につきまして総合評価するにあたり、「継続」「見直し継続」「中止」さらには「休止」、これらの定義付けが曖昧ではないか、それは、とりもなおさず継続の考え方はどういうものなのかという趣旨のご質問をいただきました。本県の公共事業再評価は平成10年度から実施していて、基本的な考え方は国が定めている実施要領、これにもとづきまして再評価を進めてきているところです。したがって、継続の考え方というものも国の基準なりに準拠して考えていくべきものではないかと考えているところです。

これまで、平成10年度から公共事業再評価を運営しておりまして、これまでの再評価におきましても継続の考え方は国の考え方に準拠することとして進められてきたと認識しているところです。

具体的に申し上げますならば、県の対応方針(案)どおりに実施することが適当だと認められる場合がまず一点あると考えます。さらに、何らかの見直しが必要だとされた場合であっても、その内容が、例えば事業手法とか、施設規模といった基本的な部分についての見直しを伴うものではなくて、いわば事業計画の軽微な変更にあたるような場合は「継続」に分類した方がよろしいのではないかとということです。

委員長：最後の判定の評価については決をとりたいと思いますが、私としては、具体的に調査に書いてあるような項目について1個1個検証した結果、先程読み上げたような意見にまとめてみましたというたたきです。どうぞ。

委員：委員長の原案は皆さんのご意見をマイルドにまとめたかなと思います。特に中心課題として取り上げられたのが農村公園の整備ということですが、委員長の原案では水路工と道路工に関してほとんど触れていない。都市部に住んでいる人間は道路がどんどんできてきたり、市道になったり、水路とか排水溝が公共事業としてどんどん整備されていくわけです。ところが農村部の場合には人口密度が低い、散在しているという理由で、なかなかその辺の環境整備が進んでいないと思う。ですから、この事業の中で水路工、道路工に関してはこのまま継続でよろしいと思います。

そこで、先程の書式の中に評価とか付帯意見に水路工、道路工に関してはこのまま継続と書

き添えた方がよいと思います。農村公園に関してはかなり問題点がある。立地だけではなく、（公園については）計画さえもできていない。特に大洋公園について、しかも木がものすごく大きくなっている、計画を作るにしてもかなり専門的な方に加わっていただかないと単純に芝生をつくってゲートボール場をつくってというような発想では対処できないと私は見ました。

その辺の利用ということだけではなく計画段階から見直すべきではないかという意見です。

委員長：では、公園については見直すカテゴリーに入るとのことですね。

委員：もちろんです。できあがったところは見直せないの、結局は集中的にまだできていないところを見直すしかないと思います。

委員：今回の視察は、すべての公園をみているわけではないが、その中で市野沢地区における公園のあり方について課題があるという点について、土地共有者という話があります。基本的に土地共有者の皆さんは好意をもって公園提供という考え方をしているものの、公園を共有し合うという地域の方々がやはり将来的に、所有者はあくまでも共有者という人達に限られているということを見ると土地共有者の好意とはうらはらに、土地所有者が解決できない、自分たちの力では林の処理をできなくなったということに対して公共事業費を投資し整備して、その維持管理に私たちもかり出されるの、というニュアンスの誤解が現在の中では生まれないとも限らない、将来的にもですね。そういう意味では、十分な住民ニーズ、地域の皆さんの理解を得る作業というのが重要になっていると思われたということです。

ただ、これが、市野沢地区以外の未着手の公園の状況がどうなっているかについては把握していないので、それぞれの公園地域における実情を把握した上でこういうふうな見直し継続という対応が適当だと思います。

見直し継続という話ですが、一つはこういう課題がいくつか挙げられているものについての対応策としてこうしますと、事業を実施しますということ、また、この委員会なりにお話しただいて事業を展開するということが見直し継続と考えていくと受け止め易いと思います。

委員：私も意見書を書いた時点では見直し継続の判断をしました。宿題という表現もおかしいかもしれませんが、大洋公園は計画の段階から問題があるように思いましたので、ここで見直し継続という判断なら「計画を見直したから、実行してもよい」ではなくて、ここで私たちが出した問題点をもう一度考え直してお答えいただいて、さらに私たちがその回答に今度はどう判断したかをお答えするのがこの委員会の役目ではないかと思いました。この事業の中のこの公園だけかもしれませんが、私有地に対して公共事業が関わろうとしていることにあの現場で驚いたのですが、公共事業とはどのようなものを対象にしているかをも明らかにするために、意見書に書き込んでいただきたいと思います。そのことが、この委員会の公共事業に対する姿勢も示されるのかなと思いました。今回はただの見直し継続ではなくて、「見直したものをもう一度判断させて下さい」の見直し継続にしたいと思いました。

委員：今の発言の中で大事なことを確認しておきたいと思います。公的な土地ではないところに公的資金の投入はおかしくないのか、構わないのかという肝心なところについて担当課から説明してください。

農村整備課：市野沢公園の共有地の整備については、国すなわち農林水産省の方で中山間地域総合整備事業を進めるにあたっての手引きというマニュアルがあります。これによりますと、

市町村等の公共団体が継続して当該土地を利用できることが確実である場合は民地、この場合は共有地を指しますが、整備が可能と謳われている。市野沢農村公園の場合も整備計画を策定し、そして実施設計を行って整備エリアを確定した後、南郷村が所有者である市野沢共有財産と長期の貸付契約を締結することとして協議を進めていることと承知しています。

委員長：違法性はないということですね。

委員：この中山間地域総合整備事業を現地調査する際に、農村公園が当初から念頭において具体的にどういう形になっているのか視察、お話を伺ったわけですが、まず最初の田代地区については委員長は大変高く評価されているように理解したが、ここも基本的には問題があるのではないかと考えている。それは、施設の規模、敷地の使い方はおそらく地元の方の希望ではないと思う。あれはおそらくコンサルか何かが基本的に設計してこれでどうかと、事業費の額でいえばこういう形になりますよと現地に提案して、まあそれでいいならいきましょうかというような、計画段階、具体的な事業の工事について果たして地元の意見がどの程度反映されたのか、聞き取りの際にはかなり以前から組織を作って準備しているという話でしたが、しかし肝心の計画の具体的な内容については自分達ということが直接関与する度合いは少なかったという話をしておりました。

その点では、田代地区の問題は地域住民と事業の乖離という問題を基本的には物語っていると思います。その点を私なりの理解で言えば事業内容についての妥当性についても十分意見交換が行われたとは言えないという文言を入れていただければいいと思います。

南郷村の市野沢地区については、道路がちょっと始まったところで、肝心の公園はこれからですが、ここも基本的な問題は、いわば大洋漁業のゆかりの公園をなんとか公的な金を使って整備したいと、いわば公共事業を便宜的に利用してあの公園を整備したいという以上のものはないんじゃないかと思う。村当局もそういう意向であるし、地域住民も公的なお金であその公園がもう少し使いやすく、あるいはもう少し整備してもらえたら御の字だというような形で乗った話でありまして、地域の活性化とか、あの地域全体をどうするかという大きな目標という計画を作らないままに便宜的にあれをやっている。それで走ってきたというところに問題があるのではないかと考えている。その旨も触れていただければいいかと、その意味で提出した感想にも書いたつもりです。

結論的に言いますと、農村公園の整備を止めるということを行っているのではなくて、やるのであればそういう体制をきちんとつくっていただかなければ、お金を投入してあとは村当局がうまく管理してくれればいいんじゃないかという話になってしまうことになりかねないと思いますので、意見交換の際にももう少し幅広い開発、整備計画も考えているみたいな話もありましたので、その辺も含めてどうするかということの問題を投げかけていく必要があるのではないかと考えます。

委員：先程の県の説明では契約をきちんとして所有権のあるところを整備するとのことですが、そういうふうな形では今のところになってないのですね。

委員長：今はなっている。なっているから法的には問題ないということですね。

委員：この前の所有者の説明ではそういうお話ではなくって、(助役は)これからそういうことをしなければならぬだろうなという説明だったと思うが。違いましたか。

農村整備課：ちょっと誤解が生じているようですので。確かに、まだ長期の貸借契約を締結するのはこれからです。ただし、することを前提にこの土地を使用することについての違法性はないということです。

委員：私の町内会でも似たような話があり。町内会の中での私有地を公園に整備して欲しいということが地主から話があって町内会で整備したら、5～6年後に宅地造成するからと取り上げられたことがある。それは口約束だけだったので問題があった。市野沢地区で現地話を聞くと、住民250名がいて、共有財産者が175名、登記名義人は3名になっている。しかし、まだ全体の意見をキチンと統括されていない印象を受けたので、この点を南郷村と所有者がキチンと契約した上で、工事を進めないと問題が出てくる懸念があると感じた。是非そうした契約をした上で、工事にかかって欲しい。整備内容についても見直しをキチンとしていただきたい。

委員長：ただいまのご指摘について何かありますか。

農村整備課：前回の8月30日以降、現地で皆様から整備計画や管理についてよく話し合われていないとか、委員長の原案でもそのとおりのご指摘いただきましたが、それ（現地調査）以降の私の取り組みとか動きを説明してもよろしいでしょうか。

委員長：そうですね。参考になることですから、それを聞いた上でまた議論しましょう。

農村整備課：南郷村の市野沢農村公園の整備計画、整備した後の利用計画におきまして、地元との打ち合わせが十分でないのご指摘がありました。その第3回委員会（現地調査）以降の取り組みについて簡単にご報告いたします。

市野沢農村公園の整備計画、利用計画、維持管理計画の3つの点について、先程の指摘を踏まえて9月10日と24日に、県、南郷村、共有財産、町内会、老人クラブといった関係団体が一同に会して検討を行いました。今後も月2回程度で話し合いを行い、14年度中には不十分な点のあった整備計画、利用計画、維持管理計画を取りまとめて事業期間内の完成を目指したいと考えています。

また、特に重要とのご指摘のあった維持管理については、水道代などの直接的な経費は村で負担する。そして、園内の清掃は町内会、老人クラブで実施する方向で南郷村が調整しましたところ、このような方向で概ね地元の住民と合意がなされていると今承知しています。

さらに、維持管理における町の役割、地域住民の役割を明確化するために南郷村は農村公園設置条例の制定に向けて関係者との協議を進めていますことをご報告いたします。

委員：今、口頭でご説明いただいた限りではあまり具体的になってないので、この委員会はまだ任期が1年ありますので、道路、水路は継続でよろしい、農村公園に関しては見直しをして来年もう一回検討するのはあり得るのではないかと思います。

委員長：継続審議ですね。そういうのは全く想定してない。今年度、この農村公園についてはもう一度計画の段階、地元との調整等の改善、修正の結果をもう一度見せてください、それまではちょっとまってくださいというのは想定してなかったので、政策推進室の方でそういう判断が、できるのかどうか。ちょっとこの問題については頭にとどめておいてください。

委員：今の県から話しがあった件は、非常にこの再評価審議委員会が有効的に動いていたという証ではないかと思う。つまり審議委員会が行動することによって、現状の中でそのまま動こ

うとした整備事業に対して、地域関係者の方が一同に会してこの課題に取り組もうという姿勢を出されてたということは、委員会としては評価すべきことと受け止める必要があると思います。

この評価を委員長原案としている見直し継続の中で、どの部分が解決したかということをごさんで考えていくというふうに捉えていったらいかがかと考えます。

委員長：8月から今日までに動きがあったことは評価すべきであって、私が先ほど読み上げた判定の事項についてそれぞれ見直しされたという観点で意見交換してはどうかということ。

それから、担当課でもう一度持ち帰って、じっくり来年までかけて農村公園については、計画から見直して来年もう一回この場にかけてはどうかという趣旨の違う発言です。

委員長：政策推進室の基本的なスタンスの問題ですが、再評価委員の委嘱されている任務は、これこれのことをやって知事に答申するというので、判定をして継続、中止、休止とか見直しとか判定をして出せということであって、来年もう一回みせろという判定の基準はいまのところない。委員の提案に対しては、私としては政策推進室としてはいかがなものですかねという根本的な問題になってくる。

委員：私は、継続見直しでいいが、見直しの中に契約の問題なり整備の仕方なりの計画をきちんと再検討しておやりくださいということによろしいのではないのでしょうか。

委員長：長谷川委員は8月から今日まで担当課としていろいろ、アクションを起こしてやっているのだから評価して、そののところがいいだろうということであれば継続、そこがやっぱりまずい、不十分であれば見直しで、この数か月間の担当課の動きを評価してはいかがかという趣旨だと理解している。

委員：昨年までも、割り切れないところを抱えたまま答申しなければならないときに、意見の付帯事項として、委員の要望、意見を別紙で付けていただいた経緯があるが、今回も私どもの要望、意見をあくまでも県政発展の為なので別紙で付けられないものか。特に、現地調査の数も少ないので、その物件だけにでも付けさせていただいたらありがたいです。見直し継続の中でということです。

委員：再評価にあたってどういう判定をくださかというときにかなりシビアです。ここに上がってきているのは5年など長い期間を経ているものであり、これを素直に読めば、年次計画に対して事業進捗が低いとか遅れているものはBというのが付く。Bがついたやつは絶対に継続であり得ない。AA、Aでないとは基本的に継続ではない。そういう意味でスムーズに予算がたったものはできるだけ効率的にスムーズに実施する緊張関係が必要である。再評価委員会は遅れに対しては、当然遅れればニーズと食い違ってきますし、思わぬところで経費が増えていくので、そういう意味ではかなり厳しい判断をしたほうがいいのではないかと思う。今対象になっている18番は、水路、道路、農村公園がワンセットのプロジェクトだとみれば、農村公園は進捗率として、なにか問題があれば進捗率に出てくると思うので、プロジェクト全体で見れば進捗率はAAという判断をくだされているが、農村公園を見ればスムーズではないという話しになれば、AA、Aであっても見直しとすることはできる。ここがスムーズに進まなければ効率的にならないだろうし、ある意味で便益を上げられる計画かどうか疑わしいというときにやっぱりここを改善することで全体が改善される余地があるときは見直しをやってもいいわけ

ですから、そういう意味での見直しをかけた方がいいのではないかと思います。

ただ、来年まで云々というのはこの委員会の趣旨としてはちょっとおかしいと思う。

委員：市野沢農村公園は、私的共有地を公共事業として手を入れることについては、大変驚いたが、感激した。一般市民達の共有の財産、大変歴史的な町の勢いに関わっていく、歴史的にこれからの子ども達に勇気を与えていくような場所に対して公共事業が手助けをしようとする事で取り組んだと思う、これは21世紀的なとても今まではなかったと思うが、新しい取り組みに拍手を送りたいと思っている。この9月いっぱい県の地元の方々との交流を先ほど伺ったが、これは私どもの視察がなければそのままの普通のペースでコンサルとか県の設計通りに全国、困ったなあというような公園ができあがっていったのではないかと思います。今回こういう形で参加して、県も非常に速やかに地元の方々との話し合いを持って、いわゆる実現のための見直しの動きが出てきたというのは今までにないような動きであったよかったです。これからの具体的な設計は住民の方々の意見と田代の農村公園の時に私どもからでた、こうすべき、こうした方が人にも自然にもやさしいのではないかという意見を踏まえて、見直しの計画を地元の方々とやっていってもらいたいと思います。継続でよろしいかと思います。

委員：私は見直してくださいという宿題を出したのなら、回答を見させて欲しい。そうでなければ他のところはいろいろな説明を受けて委員会で審議しているが、「見直し継続ですから見直しておいてくださいね」で、後はそのまま事業が進むのであれば、他の事業と比べて不公平が起こると思った。

しかし、先ほどの説明で、その後に2回も話し合いの場を設けて、いろいろ計画を立て直していただいているのであれば、長谷川委員がおっしゃったように私達の話し合いがそれなりの効果があったのだらうとうれしく思いますし、これから先の話し合いも信用して期待したいと思います。しかし、やはり、見直しが必要な継続であり、付帯意見をつけて欲しいと思います。私達の意見を勘案した計画を立て直してください、をお伝えしたいと思います。

あの地区の説明全体として、住民と行政との話し合いを十分になされていない、という印象を強く感じました。是非、あの公園については貸借契約を締結してからという意見を付けて見直しの必要な継続とさせていただきたいです。「来年に」という先程の意見は撤回させていただきます。

委員長：各委員の発言を整理すると、委員の評価はやはり見直し継続である。見直し継続のなかで具体的に、(委員長原案の)理由欄の(3)は、ほめているが問題があるので書き直せという指摘がある。水路工、道路工はもっと積極的に予定どおり進めることを明文化すること、があった。

意見としては「対応方針案を修正すべき」でよいですか。どうぞ。

委員：「見直し継続」は何か、見直して継続されることが適切ですと本委員会で言うということ。

「見直し継続」に対する理解ですが、見直すのは誰か、事業を進める人たちが見直しなさい、見直して事業は進めなさいということが見直し継続という言葉だと思います。いつ継続をスタートするかどうかについては、見直しをしたということを知事が判断、つまり事業実施主体が判断したら継続したらよかろうというのが見直し継続だと理解していいかと思います。

そのコンセンサスがちょっととれていないと思います。

事務局：先程来、見直し継続という言葉が出ています。繰り返しの説明になりますが、国の再評価実施要領に基づきながら本県でも再評価作業を進めています、従いまして、継続或いは見直し継続の概念については、国の考え方に準拠する必要があると思います。

特に農林水産省関係では継続、事業計画の変更という分類になっています。事業計画の変更とはなにかといいますと、事業実施要綱上の計画変更に該当する見直しをする場合を事業計画の変更としています。

見直し継続はどう考えるべきかという、事業実施計画上の計画の変更に該当するような見直しが必要なとした場合に「見直し継続」になると考えるところです。

見直し継続という委員の皆様のご議論は、何をどう見直すのかというようなことで、農村公園の規模を見直すべきなのかということからすれば、中山間総合整備事業における実施計画上の事業計画の変更という位置付けを再確認する必要があると感じているところです。

委員長：非常に重要な話をしていますが、私たちの委員どうしの議論を事務局が聞いていると、それは「継続」の中での付帯意見とか、継続という判定をして「しかし」「なお」とかなお書きのような意見書を付ければいいのかと、国の実施計画上の事業変更には該当しないのではないかとやっている

しかし、委員としては、このままオーライオーライという訳にはいかないのではないのでしょうかとおっしゃっている。問題点がどこにあるかはご理解いただいたと思う。どうぞ。

委員：計画変更ということは、例えば南郷村の農村公園一つについては、大方の先生はあそこにゲートボール場が必要なのか。私たちは住民ではないので一方的に話ができないものの、ゲートボール場の位置付けはどうかについては疑問をもったわけですね。でもあそこの大洋漁業に勤務した人達のふるさと愛が慈しんだ木立のある小さな山の整備はやはり必要かなと、グリーンツーリズムで売っている南郷村の物語性のあるふるさと意識を醸成するああいう小高い森の植物の手入れは必要かなと感じる。ただ、あそこに併設して田代地区にあるような押しつけのようなという言葉は強いが、そういうデザインが必要だろうかということ、よく村の人で話し合っていた時に計画変更になるのではないかと。どうしてもゲートボール場がないからどうしても併設して欲しいということになれば往来どおりになるのかもかもしれませんが、従来の設計どおりで行かない場合は、計画変更にはならないのですか。

農村整備課：国の中山間地域総合整備事業の実施計画変更の要件は、農村公園については、地区当たりの総面積が20%以上の増減となった場合に計画変更になる。事業費は農業用排水施設、農道、農村公園が含まれているが、工種毎ではなくてトータルの事業費が10%以上の増減した場合も計画変更の対象となる。仮に農村公園が若干増減したとしても事業費の観点からは計画変更になる見通しは今のところ無いと思います。農村公園に限りますと、ゲートボール場の位置変更、植栽等変更などは計画変更の対象とはなりません。

委員長：実施要綱上は、只今の説明のとおりだそうですね。いかがですか。

委員：今議論している市野沢地区の整備計画についての意見については、面積を大幅に削減することが適切であるということがない限りは、継続で付帯意見という形でまとめ上げることが適切と伺ったのですが、いかがですか。

委員：長谷川委員に同感。県の説明を聞くとそれが条件ならばやむを得ない。付帯意見を付け

ることになる。

市野沢農村公園については、まだ話し合いをされていないと感じたし、また現地での整備内容の説明の漠然としたものでよく理解できなかったのが現状です。もう少し公園の整備の仕方をきちんと計画を細部に練った上でやっていただきたい。

委員：事業の継続でよろしいと考えている。ただ、最初に申し上げたように、この事業の妥当性の前提として、中山間地域総合整備事業という事業が持つ問題点を何点か申し上げた。繰り返したが、地域のニーズといいながら上から押しつけられている問題。行政、役場の簡単な事業費獲得のための公共事業の利用。これを軸にして地域の活性化をどう図るかという計画がきちんとしていない、それに伴う体制もできていない、という全体的な問題点がある。

この事業それ自体を継続するかどうかは、やはり必要性もあるだろうし、きちんとしていただいたほうがいい。県の説明のように計画変更というレベルまでには行かない、整備をきちんとしたほうがいいというレベルの内容であれば、見直し継続ではなく継続でかつ付帯意見をいくつか付けるといった形にしてはどうかと考えます。

付帯意見を委員長がだされた理由に付け加えて各委員から出してもらって委員長責任でまとめていただきたい。

委員長：第1回目の審議委員会で、見直しの定義をきちんとすべきだったが、走りながら考えましようという形できたのが只今の議論になっている。政策推進室、農林水産部の説明によれば実施計画上の事業継続変更の定義があり、中山間地域総合整備事業においては計画変更は、面積の20%の変更、事業費総額の10%の変更ということが示されたので、内容から見てその面積、事業費でいっても見直しの形にはならないということですが、委員会としては、付帯意見を添付して継続という形にして、付帯意見はただいまの提案のように、委員長原案の追加、修正を寄せていただいて、私（委員長）と元村委員（職務代理者）で、調整しながらいきます。

委員：この評価には継続と中止しかなくて、それ以外は全て見直し継続となっていたので、必ずしも見直しといったときに計画変更を伴うとは考えてなかった。そういう見直しながら継続しなさいよという意味かと思った。しかし、現場で受け取る方が当然見直しとは事業変更を伴うと考えるのであれば、そう簡単に見直し継続とはいえないと考える。

委員長：おっしゃるとおり、委員長原案をつくる段階でも、継続、中止でないものは全て見直しとのカテゴリーになっていたので、「何々を見直しながら継続」という表現になってしまうということを示した。

委員：継続に付帯条件が付けられるのであれば、私もそちらの方に近い感覚である。

委員：資料5にある、総合評価の「継続」「見直し継続」「中止」というカテゴリーについての説明は不十分だと思います。先程話題の計画見直しであれば、それぞれの省庁の事業計画見直しについてのガイドラインがありそれに合致するかどうかという話になる。しかし、見直しの場合は、コスト縮減、体制の変更、地域のニーズがきちんと把握されているのかという問題もあるのでこのところをもう少し厳密にした上で、見直し継続の中味を、単純に省庁のガイドラインの計画見直しに沿って、合致するかしないかで見直し継続を決めるのはおかしいと思う。その辺を詰める必要がある。

委員長：たたき案をつくる時に私もたいへん悩みました。その辺が、やっぱり第1回目而走

りながら考えましようと言ったつけがきたということで、来年には総合評価のカテゴリーをきちんと整理することも見直したいと考えます。

今回の（見直しの）内容が事業量の削減などということではないので、今日出た意見を付帯意見とさせていただく。委員長原案の「理由」欄を大まかな骨子として、各委員から意見をいただいて付帯意見を付け、この付帯意見を踏襲して継続をしてもらうという形にしたいと思います。

委員：委員長原案の中で「理由」の部分が、書式（調書）の中で評価理由に相当すると思うので、これについても皆さんからいろいろご意見がありますので、これについても、書面か何かでもう一度委員長の方でご検討いただければありがたいと思います。

委員長：皆さんのご意見を承って、私としては、評価は継続に を付けて、理由欄に書いたものは各委員の意見を取り入れながら添削して付帯意見を書き直すことにします。

よろしいでしょうか。では、18番（南の郷地区）については、そのように進めたいと思います。

### No. 22 3・4・3 中央町金矢線立体交差事業（三沢市）

委員長：（委員長原案の説明）

（判定欄の）（3）の費用対効果の要因変化について、事業効果はどのようなかということがきちんと（評価されていない。）事業費は当初120.3億円、再評価時は146億円である。この事業効果はどうかということは、計画時にはB/Cという概念はないが、計画が平成5年の計画時に120億円、平成14年の再評価時には146億円、そして完成が平成19年である。このように長いスパンで行ったときに、効果の部分がコストの2.15倍で314億円の効果があると算定されているが、この効果の算定の中味そのものの問題もあるが、平成19年には（事業費が）どうなるのか、公共事業として見通しが全く触れていないというのは見直すに値するのではないか。

事業効果をどう見ているのか、コストが上がっていくということについて、314億円のB（ベネフィット）は交通量の増加、スピード、安全性の観点で、このB（効果）が出されているときに完成時の予測というものはある程度つかないのか、そのようなものをつけながらこのような街路事業はやっていかなければならないという意味で、「事業効果はどうか」という表現とした。

二つ目は、「コストの縮減、代替案立案の可能性」について、県の案は、都市計画決定路線であり代替案の可能性はないという書き方をしているが、路線変更の観点だけではなく、橋梁構造の付帯計画についてきちんと代替案を考える必要があるのではないかということです。

三つ目は、かなりいろいろな意見が各員から出されているが、「評価に当たり特に考慮すべき点」について、住民ニーズの把握状況が（調書では）空欄である。何かを書けという意味ではなく、ここはむしろ別紙を添付するくらい住民ニーズの問題を検討すべきではないか。これが、委員長原案の理由欄（5）の部分です。現地で関係者の方々のヒアリングの結果、駅周辺住民

の日常生活の交通安全対策、子どもの学校（通学）を盛んに言っていたが、そういうものと、この立体交差事業にニーズのずれがあるのではないかと。また、幹線道路をつないでいってしまうと旧来の三沢の市街地の発展という住民ニーズとの矛盾が出てくるのではないかと。という点、そういう意味で、「（５）住民ニーズの把握状況」は相当熟慮した内容が記載されてしかるべきではないか。という観点を見直しながらこの事業の必要性は認めますので、継続ではないか。

繰り返しますが、意見としては、「対応方針（案）を修正すべき」で評価は「見直し継続」である、というのが私のたたきの案です。各員ご発言ください。

委員：現場を見させていただいて、非常に三沢市の現在の課題というものが理解できた。特に東北本線で谷間になっている東西両地域を結ぶために、このような計画が有用だということは十分理解できる。理由欄の（５）「駅周辺住民の利便性云々」については、この計画とは基本的に直接結びつけることは避けてしかるべきだと思う。この計画の立体交差事業が展開された際に、交通量の一部が中央町金矢線への移動ということから交通安全性の確保が生まれてくると理解することが望ましいことから、については、直接的に結びつけるということよりも、市街地が東西に分断されて、これ以上三沢市が発展していくときに非常に大きな課題になっていることを基本的に解決しようという事業だという認識をもって理解すべきである。

（５）の市街地発展の本事業の貢献の位置付けが不透明ということについては、路線の図面を見ますと西部の地域から市街地中心部へリンクするということが、これによって大きく貢献できるということは図面上から把握できることですので、不透明となっている点については、三沢市の都市計画、東西に分断しているその計画をまとめ上げるという意味で事業の位置付けは適切に評価されてしかるべきと思ひ、その意味で、事業効果は、とりわけ都市計画に基づく道路計画というものの評価は非常に長い時間をかけてみていかなければいけないと思う、短期の現在の市民のためというものもあるが将来の三沢市のためということが大きな目的であると理解した方がよろしいかと思う。

つまり、B/Cで評価されている事業効果は短期的なことを大きく捉えていて、街自体が閉塞的になっていく問題を大きく解決する視点が、事業効果の中では評価されていないということから、この事業効果は非常に大きいものがあると理解していくのが適切かと思う。

それから、付帯計画の代替については、ここであげている付帯計画は、照明は当然、道路交通安全上必要な設備ですが、電力線が橋梁を使うのかは電力会社の問題だと思う。水道管の施設は市の関わりであり付帯計画の際に配慮していくことが重要です。

評価にあたり特に考慮すべき点の「住民ニーズの把握」は、多くの皆さんがこの立体交差事業を進めて欲しいという非常に高い評価を受けている事業であるという認識の中から、これを見直しというよりも継続して必要な要望についてこの審議委員会でまとめていくことが適切であると思ひます。

委員：この事業は道路を造る事業の一環です。三沢の方々のご意見を集中的に伺ったが、道路は必ずしも地域の方々だけのために造る訳ではないと考える。実際に予算は50%は国、35%は県が出て、三沢市は15%。道路をつくる意味は、日本全体の国土の中での道路網の整備が大きな意味を持っていると思う。道路事業を我々委員会として、評価する場合には地域住民のことだけあるいは県だけを考慮してはいけない。むしろ国全体、県全体、東北地方全体の道路

網の整備という観点が重要なポイントになる。もちろん地域住民の方のも必要だが。具体的に申しますと、判定の3番目の「評価にあたり特に考慮すべき点」は住民ニーズの把握状況の他に国全体、県全体、東北地方全体としての道路網の整備という観点からニーズがあると私は思っている。

そういうことを考えると、これは見直しではなく、むしろ継続せざるを得ない事業と思っている。

この前の話し合いでは（全体的な国土の中の道路網整備を考える視点が）出てこなかった、むしろそれは行政側がそういうところを表に出されてもよかったという気がする。

県が説明のためにまとめた資料では、6項目のうち3項目は主に地域の方たちのメリット、あと3項目は全体的な国土の中の道路網の整備とか地方道の整備とかが触れられていたが、まとめになると住民のことしか書いていないということで、県の方たちのまとめ方にも少し問題があったと思う。

私の意見としては、判定の3にそういうこと、理由のところにももう少しそこを強調しているのではないかと、判定は見直し無しの継続でいいというのが私の意見です。

委員：委員長は「事業効果」について論点としてだされましたが、効果と同時に、平成19年まで継続した場合に費用はどのようになっていくのかという見通し、かなり過大になる可能性があるのではないかとということについて問題であると思う。そういうふうになって行くかについて、この委員会が通れば、後どのように推移するか分からないわけですが、どういう見通しか位のデータは必要だろうと思っている。

また、この橋を三沢市のシンボルとして、シンボル化した橋をつくりたい、シンボル化しないような橋ではダメだ、つまり、見た目も立派、豪華絢爛というふうになるかは分からないが、いずれにしてもそういう橋にしたいということです。利便性とかそういうことではない。利便性は前提におきながらももう少しショーアップしたようなイメージをもっているのかもしれない。そういうことを考えると、これに関わる費用はどうか。県の説明では基礎的な工事費については国、県、市の負担だが、プラスする分は市の負担になり、その辺は市との関係になるとの説明であった。その辺についても委員会としてはどのような見通しになるかは委員会としては把握しておいた方がいいのではないかと感じている。その辺が問題だと明記しておく必要があると思う。それ以外の県の説明は概ね私なりに納得し、事業の必要性等については十分理解したつもりです。

委員：先程の私の解釈からいくと見直し継続になる。つまり進捗率が非常に低い。基本的には必要性は理解できる。費用対効果についても一応道路として基本的に混雑コストの解消をベースに便益費をされているということで道路の評価としては妥当なやり方としてやられている。

確かに、こういうプロジェクトの時に地域の活性化というベネフィットを明確にして云々というのはちょっと違う議論のような気がする。こういうプロジェクトを採択する時点でむしろそういう議論はあるべきであって、ここで一番問題にするのは、年数が経っている割には進捗率が低くて、基本的には、（遅れば）そういう間に、条件がいろいろ変化して予算が変わってしまう。それを危惧するのが、当初120億円が146億円になっている。中味については聞いていないのでよくわからないが、プロジェクトの進捗が遅れるなかで起こってくるのは

予算がだんだん増大していく危険性が非常に伴うわけで、そういう意味では予算制約というものも考えて予算が増加する事に対してコスト縮減ということを考えながらプロジェクトを進行していかなければならない、当然コスト縮減という見直しを進めながらプロジェクトを進めなさいというのは大きな理由になるので進捗率が低いということ、その理由も聞いているが、トンネルとか橋をかけたりし地形も複雑なのでデザインにかなり手間取ったという話は聞いて納得はできて、そういう意味では遅れた阻害要因の改善ができるというのは分かるが、コストがふくらんだりという条件が変わってくる訳ですから、そういう変化に対してやはりそのまま継続という形ではなくて、コスト縮減とかそういうものを含めて見直すという義務はあるのではないかと思う。

委員：私は継続でよろしいと思う。道路整備の中で幹線として、東西の問題も含めて非常に厳しい地域であるということで、現地視察した上で特に感じた。ただ、現地視察の中の懇談会では現地の方々は一枚看板で意思が統一された意見が出ていました。それはそれで分かるが、デメリットも十分あるということがあまり認識されていないで、あれをつくることによって三沢市が発展するという非常に強い意見は出されていたが、あの地域全体を含めてどう道路を整備して全体の流通をよくするかということでは私は必要だと思う。懇談会で非常に強く出された意見は坂道で非常に苦労しているというのがあり、それはこの事業とは別に考えて行かなければならない問題であり、三沢は道路網が狭く、住みにくい、拡幅を含めて市内の計画をきちんとした上で将来計画の中で、新設する際は道路から何m引っ込めてとかそういう計画が必要なのかなという気がする。それはこの計画とは別の話である。是非あの地域の幹線道路としては必要なことだと、進捗率が低いのは分かるが、低くてもなおかつ必要なんだろうと思う。そういうことで、是非これは継続していただきたい。

委員長：平成5年の計画の時点で120億3,300万円、再評価時146億3,800万円で、9年間で概ね20数億円という膨大に上がっている。さらに19年になると全く見通しが分からないわけですけど、こういうのは普通なんですか。土木の方の公共投資というのは。

都市計画課：今の問題になっている費用対効果分析における事業効果については、街路事業の費用対効果については国土交通省が作成している「街路事業における費用便益分析マニュアル案」というものによって算定しているわけですが、その中で費用と効果の額の算定の方法が同一年度を合わせるということになっている。当然、今年度の物価分と来年の物価分で合わないと困るので、そういう意味で146億円余りという額は物価のスライドを掛けて修正した額に、供用してから40年間の維持管理費も入れた形で分析しなさいということになってますので、それを加えた額になっている。

委員長：そうしますと、一般的に都市計画、国土交通省の概念では、20億ぐらいのオーダーでばんばんばんばんと自然増と行くのが普通の考え方であるという認識でよろしいのですか。

都市計画課：そうじゃなくてですね、あくまでも同一年度に額を合わせるために、物価のスライド分を鑑みて、額を例えば平成5年度に投資した額であると、今年度でいくと相当な価値になるというスライドですね。

委員長：ですから、私の表現で言うと、自然増ということですが。我々の給料が人件費が自然増で上がるのと同じような認識で、工事費掛ける諸物価の値上がりを見積もってスライドして

いくという発想でよろしいんですね。

都市計画課：当初120億だしている120億というのはその時点の額です。

委員長：平成5年の時の、という意味ですね。それを同じような工事の質で着工するとすると今着工すると146億円かかりますよということですね。

都市計画課：計算方法で示されている計算方法で計算するとそういう額です。

委員長：これがあたりまえだということが県民の納税者にご納得いただけるかどうかというあたりが、先程私が申し上げた、事業効果、B/Cのベネフィットについても混雑緩和、物流、速度のということは分かるが、そういう観点で314億円とはじかれてくる訳ですが、その辺が県民の方々に納得いただけるのかなということがやはり気になっていた。それがきちんと今まで説明してもらえなかったから、先程の（委員長原案の）判定の1番はそういうことです。

都市計画課：今の額については維持管理費も入っているということです。当初の120億には入ってなくて146億の中には入っているということです。

委員：物価スライドということを見ると、むしろ最近は下がっていると思う。

おそらく入札の仕方の問題もある、船の受注は非常に単価が安くなっている。船だけではなくていろいろな建造物が、民間の受注をみると最近は安くなっている。国の予算だけは決まった額で決まった額ですんなりいっているというのは入札の仕方の問題が、国の政策がそういうことなのかもしれませんが、それが物価の問題として自然増になるのかならないのか、非常に微妙なところなんだと思う。

県土整備部(次長)：この事業については見積もりの仕方が当初と違うという話は詳しく説明させますが、通常公共事業をやる場合の事業費がどうなるかについては、最近単価の方は資材についても人件費についても下がっている傾向にある、一般的に全国的にコスト削減ということで工法をなるべく大型化するとか、いろいろな方法でコスト削減の努力を全ての面でやっております事業費が増える方向にはない。ただ、通常事業費が増えると考えられるのは、橋とかトンネルをやる場合に地面を掘ってみないとわからない、地質の状況によって基礎工が変わるとか地盤を改良しなければいけないとか、そういう不確定要素に基づいて、ダム事業なんかでの事業費が増える場合があるということで、時間が経てば単純に事業費がアップしていくということはありません。

委員長：その後の平成5年から今日までの経過の中で精査、細かく調べていったところが、必要としてこれぐらいの金額になってきましたという認識なんでしょうね。

都市計画課：ですから、今の物価スライドに関しましては国土交通省が出しているマニュアル案によりましてスライドの率というのがありましてそれを掛けている状態です。費用対効果を出すときにある程度維持管理にもかかるだろうといういうものもプラスしなさいということになっているのでそういう算定になっています。

委員長：今のような補足説明を踏まえながらご意見をお願いします。

委員：資料5には、継続、見直し継続、中止の総合評価が書かれている。その中で私は継続と申し上げたが、継続の場合は1～3の各評価がいずれもAA又はAのみである場合とある、阿波田委員が2回程おっしゃっているが、これはBが入っているので機械的に継続には成り得ないということでしょうか。

委員：そういうふうに先程解釈されたのであればそういう意味です。継続という概念の中で、ただし、コスト削減等については付帯条件として付けていいのではないのでしょうか。

委員：Bが一つでもあればどうか、ということをお伺いしたい。もう一つはかつこの中に、コストの縮減と計画の見直しとか事業の効率化ということも書いている、先程の説明ではコストに関しては事業費の10%とあるが、増えた場合と減った場合があるが増えた場合は見直しにならないのでしょうか。非常にうがった見方をすると増の場合には見直しにはならないのか。

委員長：私は資料5を非常に良く読んでいます。120億円が146億円になるというのは、すんなりとオーライオーライとはいけないような内容ではないのかという点が一点。もう一点はすべてオールAでないと継続にはなりませんよというカテゴリーを県当局が最初につくったので、だから困ったなということでカテゴリーとしては見直し継続に入ってしまうのかなという問題提起はそういうことです。

委員：資料5については、第1回の委員会の議事録(資料6)6ページに。このルールを作られたということで、委員会スタートするときに、そもそも基準をどうすればいいかについて委員会はどう関わりを持てばよいかということが検討されてないということでスタートしているということ。その意味で、その時も申し上げたが、たとえBとランクされている、変化に対しての評価が今回の基準になっていたわけですね、変化が変わらなくても重要性というのが非常に高い位置付けになっているのであれば、それはBとランキングされることが生まれてくんだけれども、これについてどう考えたらいいのかということをお席で申し上げたが、その際委員長の方から…。

委員長：(議事録の)7ページの一番最後のところに総括して、下から3行目ですが、そういうスコアの付け方で果たして正しく現場を評価しているかどうかということも意識しながら意見交換やっけていきたいと思いますということだったので、先程のようなことを一応出した。

委員：その意味で、A、AA、あるいはオールAという状態であれば一律継続だとか、逆にBがあれば継続できないとか、そういう論点は第1回の審議のときにすでに、そういうふうなことはみなさんでご承知しあったのではないかとというのが私の意見です。

費用の件については、費用対効果の際に40年の許容年数に対しての評価をするために40年間の維持管理経費が含まれているからとのお話ですが、それについてはこの区間の経費としてそのような経費が発生する、そして補修をしていくということが現在インフラの中では重要な活動であり非常に経費がかかるということからすれば、このような金額というのは事業を継続していく、維持していくために必要だということは認識できている。

委員：現地に行って驚いたのは春日他地区から駅に行く道路が坂道で、冬には非常に危険で人命の危険も感じることから春日対地区から住民が流出しているというお話があり、どうしていままで放っておかれたのだろうということが驚きでした。この道路は、国策上、県政上非常に必要な道路だとわかった。国家プロジェクトである六ヶ所村との連携、クリスタルバレイ構想もあるので県政の発展のためには無くてはならない道路であろうと思う。

ただ、住民ニーズは、あまりにも時間がかかりすぎていることから、9年も経っていることから、住民レベルのビジョンが薄れていると思う。周辺の住民ではない友人知人に聞いてみたら、あまりにも時間がかかりすぎて、黙っていればそのうちできるだろうぐらいに思っていた

とのことであった。

そこで、現時点での市民の考え方、ニーズ、三沢市側の道路の使い方を整理しておく必要があるのではないかと強く感じた。

というのは、私も青森から八戸までの高速道路を1日も早くつなげてくださいというNPO活動をしているが、その際に国から言われるのは、道をどんなふうに使いたいのか、どんなふうに使って国の繁栄につなげていきたいのかと言われる。県民、国民に納得していただくということを考えて、三沢市民がどのようにこの道を使って、三沢市の発展に結びつけたいのかという話を9年経った今改めてもう一度整理する必要があるのではないのでしょうか。

特に現地調査で、市の助役さんがおいでになりましたが、三沢市のビジョンをご質問しましたら、今は発表できないとのことで、今はといてももう9年もたっているわけで、非常に残念で、特殊なご事情があたりになったと思いますが、そういう必要があるのではないかなと思います。

私は継続でよいという意見です。ただし、ここにも付帯事項があって、これから事後評価ということもあり得るわけで、そういうときのこととも考えるとオピニオンリーダーや若手の経済人などの意見をまとめておく必要があるのではないかと感じている。

委員：市の東西の分断を解消、市の活性化、県全体への影響などから継続と思えるが、現地でいろいろなお話を聞いてしまうと判断は違ってきてしまいました。私の三沢に住んでいる友人に尋ねても、いつかできると思っていたから、できると嬉しいという答えでした。現地の住民の方の「道路は絶対必要だが一緒に駅前につなげる道路ができればいいんだ」という話がすごく印象的でした。これは、本当は自分たちの街の活性化を望んでいるけれども、その声は反映されないままの事業なんだなあと思いました。採択の時点での事前評価があまりなされていなかったんだなあと思いましたが、現在は中間評価の段階で継続中でもありますから、先程と同じように付帯意見付きの継続にしたいと思います。住民ニーズと経費をきちんと明らかにしておいて、予想される商店街のダメージは、それは決定した三沢市の自己責任としなければいけないのかもしれませんが、ならば、少しでも不安な要素を改善するための付帯意見を是非書いて、もう一度チェックしていただきたいと思います。

委員長：それでは、22番についてまとめて見ますが、1回目の議事録を長谷川委員が確認されましたが、ずーと問題を引きずってここまで来ているわけです。それに対しては、18番と同じように、見直し継続は事業者から言わせると、私又は委員の方が感じているのと意味が違うということですから、これは継続である。しかし、付帯意見はやっぱり付けるべきではないかと思う。付帯意見は、私のたたきのペーパーの理由にいくつか書いた中の5番目のところの、県は都市計画に基づく仕事だと説明されているが、本事業の位置付けが不透明であるという中の地域住民のニーズに対する部分がよくわからないということは、長谷川委員によれば、それはそうかもしれないが、立体交差事業という事業とは直結しないのではないかという指摘は論理的に正しいと私も思う。なので、この辺を付帯意見の中にどういうふうにいれましょうかというのがご相談です。あるいは、まったく入れる必要がないのか。

立体交差事業の120億円には、活性化ということは言っていないし、事業目的ははっきりと東西両地域の連絡強化を図ることが目的だと言っているのですから。

ただ、シンボリックな話、青森のベイブリッジと同じようにあれで三沢市の一つのシンボルにしたいということは多分にあり、それはイコール、三沢市の繁栄に役立てたいというねらいはあるとは思いますが。

委員：実際には道路整備事業ではありますが、そもそもは都市計画であり、都市を活性化させる、三沢市を生き生きとさせるための事業と捉えると、道路事業の中で関連する駅周辺のそういうふうなところに対する配慮は付帯意見として書いていくことが適切だと思う。

委員：地域の方々のご意見を伺ったときも、今回のディスカッションを伺っている範囲でも、活性化という点では一致しているが、なにを活性化するところは少し理解が違っているところがあると思う。三沢市を含めたこの一帯の活性化なのか、旧市街地の活性化なのか、その辺が混同されている気がする。私は、この委員会としては旧市街地の活性化ではなく地域全体の活性化という形で書くべきだと思う。

委員：問題のポイントは住民ニーズというものをどう捉えるかということになると思うが、都市計画ということでこれまで推移してきた中では住民ニーズはそれほど重きを置かれずに、さまざまな計画が行われてきたと理解している。ようやく最近住民ニーズを取り込んだ、或いは住民と一体化した都市計画づくりみたいなものがようやく進んできたという段階であると思う。

農林水産省の事業もようやく農民・生産者だけではなく地域住民のニーズを踏まえて事業を行いなさいという軌道修正をしてきたと思う。そういう点では、今回の事業に当たって住民のニーズということについて、やはりきちんと、どうであったのか、どういう点が問題なのかについて意見を述べておくことは非常に重要なことではないかと思う。

委員：事業とすれば継続で結構ですが、こういう事業を取り上げる時の問題が浮き彫りに成ってきたと思う。県側と市町村側とコンタクトするとき、基本的にこの事業が本当に住民が必要としているのか、市町村の中では以外と論議されないである一部の意見が代表された形で県の方に申請されて、それが実際、現地へ行くとどうもそうではないという感じが非常に受ける。話し合いの中では、地域の活性化ばかりが議論されて、駅前を含めて実際にはマイナスの面が非常にでてくる、そういうことも実際懇談してみると県の方で説明したこととちがうことが出てくるということは地域の役所の支援の問題だと思う。そこらのコンタクトをきちんとこれからするようにしていただかないと、現地視察してもなんか別な話が出てきて、本来の公共事業の話じゃない話を中心になってしまうので、今後の問題として詰めていただきたい。

委員長：各員のご意見を整理しますと、この事業は「継続」である。ただし、付帯意見を書くべきであるというご判断だということによろしいですか。付帯意見については、地域振興や住民ニーズという言葉で出ているが、その辺を整理した付帯意見を書くべきである。ようするに、地域振興はこの事業によって駅前が、というのは錯覚しているのはおかしいので、そうではなくて東西両地区を結ぶことによってという三沢市全域のという感じでの住民ニーズを整理するという付帯意見がまず一点。

もう一点は、120億、140億、平成19年に百何十億になるかは分からないが、事業費がふくらんでいくことに対してやはり担当課の方では、十分ケアされているとは思いますが、コスト縮減について可能性は低いと決めつけないで最大限、こういう時流ですので、コスト縮減には可能な限り努め、意識していただきたいということも入ってくると思います。

この2つのスキームだと思うが、先程の18番と同様各員からさらにご意見を寄せていただいて、それを、2つの柱・骨組みに肉付けしながら付帯意見として添付して知事答申としたいと思います。

よろしいですかそういう方針で。はい、ありがとうございました。

それでは、本年度27事業につきましては、慎重に審議した結果、県の対応方針(案)のとおり27事業すべて継続としたい。ただし、付帯意見という形で、18番南の郷、22番三沢の事業については先程の内容の付帯意見を添付して知事答申にしたいということにさせていただきたいと思います。

それで、各委員にお願いですが、18番と22番の付帯意見をこういう内容にしてほしいという意見を事務局の方に11日までに出してください。それを、私のところで元村委員と相談しながら整理したものをもう一度全員に戻します。こういう内容で知事答申書をつくりますという案を戻しますので、ご確認をいただいて、皆さんからOKをいただいた段階で、当初お約束の通り、私と元村委員とで皆さんを代表して知事答申をもってあがりたいと考えております。  
《委員長挨拶》

委員各位、担当部局に対して御礼と課題を私なりに気が付いた点を申し上げたいと思います。

6月に知事から委嘱されて実質4か月間で27地区、非常にハードなスケジュールでしたがやってまいりました。私達審議委員そのものも相当勉強になりましたが、県の政策推進室、県土整備部、農林水産部は、この審議会は内容が相当シビアだなということをご認識されたと思う。

これは通称「時のアセス」と言います。22番に申し上げますが、都市計画が最初にあがったのが平成5年、完成が予定通りで19年です。今時こんなに長く公共事業をやっていて果たしていいのかということが大前提にある。その時(平成5年)に必死になって地元の方々が申請し、都市計画をつくって来たのが19年もたって日の目を見る。平成19年に、そのときに書いた絵が果たして歓迎されるような内容になったのかというのが心配されるところです。その点で、「時のアセス」という意味をもう一度十分考えて審議するし、遂行していかなければならない。これがひとつです。

もう一点は、公共事業に対する評価の問題で一番動機になっているのは「自然環境との共生」です。私達が高度に人間としての利便性とか経済効率をずっと追求してきて、これまで公共事業に投資してきて便利になってきたが、すでに都会の方ではもういいんだ、それよりも植物なり動物なり他の生物、自然環境とともに暮らしていくということが本来の幸、豊ではないかという議論が一方では起こっている。しかし、そんな論理で地方と言われているところがやられると、公共事業とはいったい何かという根元的な問題がどうしても残ってくると思う。そういう意味では、B/Cのコスト、ベネフィットのベネフィットがなんなのか、都会型のベネフィット、交通量がどうだとか、人間だけの問題ではなく、特に青森県などのような所は自然環境の残された緑とか、海とか、川とか、専門的には地域資源と申しますが、都会には真似の出来ないような青森県の地域資源をどう、私達の子供達や孫の世代に残してやるかというのが公共投資の大きなねらいになってきているにもかかわらず、私達のような既成でやってきた人間にはなかなか頭では分かっている、具体的な県費を投入する、公的資金を導入してやっていく事業の中でどう活かしていったらいいのか見えていないのではないか、これは痛感している。平成5年に考えた

人が（当初）120億、（現在）146億、（平成19年には）百数十億ということで、出来てみたら批判が出るということは全然考えないで、平成5年にやっていたときはベストだと思っていたのに、これだけ経過すると自然環境の問題、利便性とかからのすり合わせが非常にちぐはぐなことになってきはしないのかなという責任はあるのかなという気がしている。

今、私達は中間評価していますが、公共事業の事業採択は事前評価と言い、公共事業をして自然を改造してしまったことが果たして本当に孫子の代の人間の幸せにつながる公共事業だったのかどうかを事後評価と言います。事前評価、再評価、事後評価この3点セットをやって初めて公共事業の評価がなされるというふうに変ってきているが、私達の調書の作り方、具体的な審議の仕方も果たして答えられているのかなというのは宿題として残ってきてしまったなど。その具体的な現れが先ほどの見直し継続という言葉の意味も内容を細かくきちんと精査する必要がある。来年度もしんどの審議になってくる、それだけ納税者は厳しい目で私達の仕事を見ているなど。要するに「時のアセス」と「自然環境との調和」。どうもこの27地区の調書を見ると自然環境の調和という視点がやっぱり弱いと思います。こんなことで、孫子の代に評価されることをやっているのか常にじくじたる思いで今日まで来ています。

担当部局におかれましても「時のアセス」ということと同時に「自然環境との調和」、経済効率、利便性の追求だけではなくて、青森県の地域資源をどう継続して次の世代に残していくかという視点の公共事業のあり方という調書もつくっていただけると、今年よりもさらにステップアップした公共事業の評価が出来ると思います。

いずれにしても、今年度は過去よりも良くなっていると思うのは、県民に広く公開していることと県土整備と、農林水産が一緒のテーブルについて審議をしているこの2点については過去の経験を活かしてステップアップしたと思いますので、さらに委員の先生方がお感じになっていることを政策推進室の方に出されて、来年はさらにステップアップしたような再評価ができればいいなと思います。

委員の皆様には、非常にハードなスケジュールで、いつも夜遅くまで拘束しまして、どうもありがとうございました。

4 挨拶（竹森政策審議監）

5 閉会